

生駒市教育委員会規則第3号

幼稚園事務補助執行規則をここに公布する。

平成26年3月25日

生駒市教育委員会委員長 山本 吉延

幼稚園事務補助執行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき、生駒市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する幼稚園に関する事務の一部を市長の補助機関である職員に補助執行させることに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助執行)

第2条 教育委員会は、その権限に属する幼稚園に関する事務のうち、次に掲げる事務をこども健康部長、こども健康部次長及びこども課の職員に補助執行させるものとする。

- (1) 教育の企画及び調査研究に関すること。
- (2) 運営に係る支援及び教職員の教育活動に係る指導助言に関すること。
- (3) 教育課程の編成、実施、進行管理等の指導助言に関すること。
- (4) 園児の定数及び入退園事務に関すること。
- (5) 財産の維持管理に関すること。
- (6) 施設の営繕、保全及び管理に関すること。
- (7) 教職員の人事に関すること。
- (8) 教職員、園児の健康管理及び福利厚生に関すること。
- (9) 前各号に定めるもののほか、幼稚園に係る管理運営に関すること。

(決裁)

第3条 前条の規定により補助執行させる事務の決裁については、生駒市教育委員会事務局事務決裁規則（昭和56年7月生駒市教育委員会規則第9号）の規定の例による。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。